

陳情 8 号

平成 26 年 (2014 年) // 月 // 日

清水町

町議会

議長

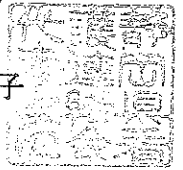
遠藤 忠宏 様



浜松市中区幸町-6-16

静岡県看護連絡会

代表 堀田 有朋子



「看護職員の確保と就労条件の改善をはかり

安心・安全の医療実現を求める意見書」の採択を求める陳情書

日頃のご活躍に心から敬意を表します。

さて、医師・看護師などはその絶対数が不足しているために、労働環境はますます厳しさを増しています。睡眠時間が十分に確保できない夜間勤務体制の中で、健康を害したり、子育てとの両立できなかったりするために離職する看護師が後を絶ちません。県が策定している第7次看護職員需給見通し(H23年～H27)は、「平成27年度における看護職員の需要数は37209人、供給数は36348人で861人が不足し、病院を中心に供給不足が懸念される。」としています。

厚生労働省は、「看護職員の『雇用の質』の向上のための取り組みについて」(5 局長通知および6 局長通知、4 課長通知等)を、日本看護協会は、「看護職の夜勤・交替制勤務に関するガイドライン」を出しています。さらに今年の「地域医療介護総合確保法」成立により改正された医療法には、①各医療機関の管理者が当該医療機関に勤務する医療従事者の勤務環境改善他の措置を講ずるよう努めるとともに、②都道府県は、各医療機関の勤務環境改善に対する支援を行うための「医療勤務環境改善支援センター」を設置することを定めました。

このように、看護労働改善に向けた動きがつけられてきましたが、これらの取り組みの内容は、「大幅増員」「法的夜勤規制」「労基法違反取り締まり強化」「看護労働に対する診療報酬改善」を内容とするものではなく、抜本的な改善策であるとは言えません。県看護連絡会が昨年秋に実施した「看護労働実態調査」(県内の看護師3914人分を集約)の結果は、交代制夜勤看護師の睡眠時間の確保と疲労軽減を伴う勤務環境の改善の必要性を明らかにしました。

静岡県議会は、「看護職員の勤務環境の改善を求める意見書」を昨年8月に全会派一致で採択し、「看護職員が健康で安心して働くことにより、住民が質の高い医療を受けられることができるよう、勤務環境の抜本的な改善を図るための対策を講ずること。看護職員を増員し不足を解消すること。」と政府に要望しました。

看護師確保策は、地方自治体だけの施策では限界があります。したがって、国において抜本的な対策が取られるよう、下記事項を内容とする国に対する意見書の採択を要請いたします。

看護師確保対策予算を大幅に増やし、地域医療の確保を図るために、意見書採択についてご尽力をいただけますようよろしくお願いいたします。

【要請事項】

下記事項を趣旨とする国に対する意見書採択をお願いします。

1. 看護職員が健康で安心して働くことにより、住民が質の高い医療を受けられることができるよう、勤務環境の抜本的な改善を図るための対策を講ずること。
2. 交代制夜勤看護師の労働時間は1日8時間・週32時間以内、勤務間隔は最低12時間以上とすること。そのための診療報酬の改善をはかること。
3. 看護職員を増員し、不足を解消すること。

採 択

以上

平成26年12月16日

静岡県駿東郡清水町議会議長 遠藤 忠宏

発議第 17 号

看護職員の勤務環境の改善を求める意見書

清水町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり議案を提出する。

平成 26 年 12 月 16 日

清水町議会議長 遠藤 忠宏 様

提出者 清水町議会民生文教委員会
委員長 杉山 貢

原案可決

平成 26 年 12 月 16 日

静岡県駿東郡清水町議会議長

遠藤 忠宏



看護職員の勤務環境の改善を求める意見書

厚生労働省が平成 22 年に策定した「第 7 次看護職員需給見通し」では、平成 27 年における看護職員の不足者数は全国で 14,900 人となっており、静岡県でも 861 人が不足する見通しとなっている。

高齢化の進展による医療需要の増大はもとより、医療の高度化やニーズが多様化する中、看護職員を確保するためには、定着促進をはじめ、人材養成、再就業支援などの取り組みをこれまで以上に進めていく必要がある。

中でも、夜勤を含む交替制勤務による厳しい勤務環境は、看護職員の慢性的な疲労につながり、医療安全の面からも問題があることから、勤務環境の改善は喫緊の課題となっている。

厚生労働省においても、平成 23 年 6 月に発出した通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」の中で、看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めないとしているものの、勤務環境の抜本的な改善は図られていない現状にある。

よって国においては、看護職員の雇用の質を向上し、安全・安心の医療実現を図るため、下記事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 看護職員が健康で安心して働くことにより、住民が質の高い医療を受けられることができるよう、勤務環境の抜本的な改善を図るための対策を講ずること。
- 2 交代制夜勤看護師の労働時間は 1 日 8 時間・週 32 時間以内、勤務間隔は最低 12 時間以上とすること。そのための診療報酬の改善をはかること。
- 3 看護職員を増員し、不足を解消すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 16 日

静岡県駿東郡清水町議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
厚生労働大臣 殿